

上尾市
上尾市消防本部
上尾市水道事業 訓令第1号
上尾市議会
上尾市教育委員会

本庁
出先機関
上尾市消防本部
上尾市上下水道部
上尾市議会事務局
上尾市教育委員会事務局
市立教育機関
上尾市自殺予防推進委員会

上尾市自殺対策推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月5日

上尾市長 畠山 稔

上尾市消防長 中山 一之

上尾市長 畠山 稔

上尾市議会議長 田中 一崇

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上尾市自殺対策推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

上尾市自殺対策推進委員会設置規程（平成30年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市自殺予防推進委員会設置規程

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき策定したいのち支える上尾市自殺予防計画（以下「予防計画」という。）を推進するため、上尾市自殺予防推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 予防計画に定められた施策の実施及び進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自殺予防の推進に関し必要な事項に関すること。

第7条の見出しを「（自殺予防推進幹事会）」に改め、同条第1項中「自殺対策推進幹事会」を「自殺予防推進幹事会」に改め、同項第2号中「自殺対策」を「自殺予防の推進」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。